



7月申請（2回目年額）ガイドブック

対象世帯: 基準日(令和5年7月1日)において次の1～4すべてに該当する世帯

- 1 保護者全員分の令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯または生活保護の生業扶助受給世帯

※非課税世帯で申請する場合で父母がいる世帯は、父母両方が所得割非課税に該当すること。

- 2 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- 3 生徒が平成26年4月以降の入学生で、高等学校等就学支援金の受給資格者
- 4 生徒について児童福祉法による見学旅行費または特別育成費を受給していないこと

※特別支援学校高等部生徒、児童入所施設入所生徒(母子生活支援施設を除く)、里親に養育されている生徒及び過去に高等学校等を卒業又は修了した者は高校生等奨学給付金の対象外です。

申請者(保護者等)について

次の1～4の順で申請できます。

- 1 親権者(児童相談所長、児童福祉施設長を除く)
- 2 未成年後見人(法人又は財産の権限のみを行使する者を除く)
- 3 主たる生計維持者
- 4 生徒本人

※ひとり親家庭の場合、親権を持つ方が優先です。親権はないが生徒を養育している方はご相談ください。

所得割非課税とは？

課税証明書や特別徴収税額の決定通知書には、「年税額」の欄のほかに、「所得割」と「均等割」の欄があります。「均等割」に課税額があっても、「所得割」の欄が「0」になっていれば、奨学給付金の申請が可能です。

スケジュール・給付額

学校ごとに取りまとめるため、給付時期は学校によって異なります。

世帯状況	2回目		年額	
	国公立	私立	国公立	私立
非課税世帯(第1子) 【全日制・定時制】	87,825 円	103,200 円	117,100 円	137,600 円
非課税世帯(第2子以降) 【全日制・定時制】	107,775 円	114,000 円	143,700 円	152,000 円
非課税世帯 【通信制・専攻科】	37,875 円	39,075 円	50,500 円	52,100 円
生活保護受給世帯 【専攻科以外】	24,225 円	39,450 円	32,300 円	52,600 円

I 申請書類

(1)生活保護(生業扶助)受給世帯

- ① 令和5年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書(申請用紙は別に添付しています)
- ② 基準日において生活保護法による生業扶助を受給していることを証明する書類

(2)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯

- ① 令和5年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書(申請用紙は別に添付しています)
- ② 対象の高校生等と15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し

※兄弟姉妹の保険証の写しは、保護者に扶養されている者のみ添付すること。

※健康保険証の写しは、記号・番号等にマスキングが必要。

- ③ 令和5年度(令和4年の所得にかかるもの)において、保護者等全員が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税であることを証明する書類(課税証明書等)

※父母がいる世帯は父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名分。父母と同居する祖父母の分は不要。

※複数の高校生等について申請する場合、2人目以降の課税証明書等はコピーでも可。

控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない保護者等がいる場合は、市町村役場の窓口で申告の上、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の状況がわかる証明書類の発行を受けてから提出してください。

※県外市町村が発行する課税証明書等を提出される場合は、基準日の時点で保護者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しが必要です。

2 提出期限・提出先

提出期限:令和5年7月31日(月)

提出先:米子南高等学校 事務室

※ 高校生が複数いる世帯の場合は、人数分の申請が可能です。なお、県外の高等学校等に在籍する兄弟姉妹の分は、県育英初学室へ申請してください。

3 問合せ先

鳥取県教育委員会 人権教育課 育英奨学室

電 話 : 0857-26-7541

メール : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp